

2016年度活動計画

1 今の社会をどう見るか ～「暮らし」から見つめる社会～

(1) 国民の暮らし

1) 日本の動き

2014年～2015年の日本は、企業収益が過去最高となる中^(注1)、国民の賃金伸び悩み^(注2)と負担増加^(注3)があった年でした。政府は景気回復と経済成長の実績を喧伝しますが、これらのデータはその中で国民の暮らしが厳しくなっていることを示しています。

国民の負担増施策は今後も予定される一方で^(注4)、社会保障関連事業費の伸びが抑えられる方針が打ち出されています^(注5)。

最近の政府の動きからは、国民の過半数が反対する施策を強行的に実施するやり方が目につきます^(注6)。ほとんどの専門家が憲法違反と断じる「安全保障法」が制定されたり、また、日本国憲法の理念に批判的な閣僚が多く任命されたりする状況からは、例えば生存権のように憲法に基づいた基本的人権の保障にかかる国民の要求が実現しにくい社会になっているように見えます。

2) 障害者施策について

障害者関連分野においても、私たちの要望や意見が実現していない状況は変わりません。

2011年8月に、聴覚障害者を含む障害者（関係）団体の意見が一致して取りまとめられた「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」（いわゆる「骨格提言」）の内容が、新法として実現しなかったことは私たちの記憶に新しいところです。

また、2016年4月から施行される障害者差別解消法

の基本方針や対応要領／対応指針が、2015年度に各省庁や地方自治体から公表されていますが、その内容をみると、全日本ろうあ連盟がヒアリングなどで述べた意見はほとんど反映されていないなど^(注7)、障害者の社会参加にとって重要な意味を持つ社会的障壁の除去を考えた場合不十分なものになっています。

障害者総合支援法の附則で掲げられた法施行3年をめどとする「手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方」の検討結果が2015年12月に報告書としてまとめられましたが、手話通訳事業にはほとんど言及がなく、財源や人材確保、狭小な事業内容など現行事業の問題点の改善は引き続き課題となっています^(注8)。

最近の社会福祉施策に顕著な財政再建を理由とする公的責任の縮減傾向をあわせて考えると、私たちの意見や要望の実現をめざすことは容易ではないと考えられますが、日本国憲法や障害者権利条約が定める国民・障害者の基本的人権保障規定や、全通研の理念、これまでの運動の実績を踏まえ、組織力を十分に発揮した取り組みが必要になっていると言えます。

(2) 聴覚障害者の暮らし

1) 暮らしから見つめる

障害者権利条約が批准されたことを受けて、障害者差別解消法が2016年4月に施行される予定で準備が進められ、何が障害を理由とした差別なのか、合理的配慮として求められることなどが示されるようになって

注1：企業の経常利益（決算の最終利益）合計：1995年—約26兆円。2010年—約44兆円。2014年—64兆円（過去最高）。2015年度はこれを上回る見込（法人企業統計調査）。

注2：全産業の常用労働者賃金指数：2010年を100とすると1995年—108.1。2014年—99.6。（総務省「日本の統計2015」）

注3：国民負担率（租税負担率と社会保障負担率の合計）：1995年—36.6%。2015年—43.4%（過去最高。前年比0.8%増加。財務省）

注4：消費税増税（2017年4月）。年金保険料値上げ、所得税の所得控除上限額引き下げ（2017年まで毎年継続）

注5：「経済財政運営と改革の基本方針2015（骨太の方針）」（2015年6月閣議決定）：「社会保障関係費の伸びを、高齢化による増加分と消費税率引上げとあわせ行う充実等に相当する水準におさめることを目指す」としている。

注6：安全保障法成立：評価していない国民は54%（2015年10月・NHK世論調査）

原発再稼働：反対する国民（立地県外）は57%（2015年10月・NHK世論調査）

注7：ろう者関連で言えば、手話の使用が選択肢の一つでしかないことや、手話通訳者の配置が触れられていない状況です。

注8：2016年度の地域生活支援事業の事業費（予算案）は464億円で前年と同額。

きています。手話の広がりや関連制度によって、情報保障やコミュニケーション支援を受けられる環境は少しずつ改善されていますが、現実の暮らしの中で聴覚障害者が主体的に社会参加することはまだまだ難しい面があります。聴覚障害者が手話で自由にコミュニケーションをとれる環境で、教育を受けたり、職場で自分の能力を高めたり発揮したりするための情報保障、地域で安心して子育てや余暇活動が行える情報収集や相談支援、高齢者が孤立せずに地域とつながり、見守りや介護を受けられる体制等は不十分です。

障害者施策の分野においても、放課後等デイサービスなどを中心に障害福祉サービスの事業所に民間企業が参入し、聴覚障害児の発達や障害者の実情に基づいたサービスよりも採算を重視されてしまう例があること、障害者が65歳到達時から介護保険サービスの利用を優先とされているため、サービスの内容は変わらなくても制度の切り替えによって自己負担が強えられる例や、介護支援専門員の障害者制度に対する認識不足によって本来受けられるはずの障害者独自のサービスが受けられなくなってしまうケースがあること等、障害者の暮らしを豊かにする環境とはなっていません。

聴覚障害者の日常生活での困りごとや支援の必要性は、単に手話でコミュニケーションを行うことや情報の提供に限られるものではなく、これまでの生活背景や障害特性によって異なります。一人ひとりの生活全体を見つめ、聞こえる人と平等に社会参加できるように当事者の主体性を尊重できる環境を作っていく必要があります。

私たち全通研の会員は、聴覚障害者に日常的に関わっている立場から、当事者の気持ち、要求や課題を生活の中から見つけて一緒に考え、社会に問題として提起し改善していくことが大きな役割です。それは私たちの活動によって聴覚障害者だけでなく、社会全体を安心して暮らせる環境に変えていくことでもあります。

2) 聴覚障害者施策について

「手話は言語である」ことが障害者権利条約の批准や障害者基本法の改正によって明文化され、手話言語法意見書の採択は全国の自治体に広がりました。手話言語条例を制定する自治体も増えてきています(2016年1月15日現在の条例制定都道府県3、市町村30)。

全日本ろうあ連盟とともに全通研会員が各地域の条例制定運動や取り組みに参加し、手話や聴覚障害者の暮らしについてさまざまな形でアピールしていること

が、手話に対する社会的認知の広がりを進めています。この意見書採択や条例の制定の流れを、日々の暮らしの中で「地域が良く変わってきた、暮らしやすくなった」と聴覚障害者や地域の人たちが感じられる取り組みとして実践することが重要です。

地域で行政や関係機関との懇談会や実行委員会等が開催される機会には、積極的に参加し情報保障やコミュニケーション支援について地域の課題を提起し、改善するための制度設計を関係者みんなで討議していくことが重要です。

手話通訳者の養成、設置、派遣について、相談体制について、災害時や緊急時の連携等、これまでの私たちの運動から制度化につながった取り組み等を全国の仲間と共有し、各地域で検討を進め、安心して暮らせる地域をつくるための施策を進めていきます。

(3) 手話を学ぶ私たちの暮らしと全通研の取り組み

1) 全通研会員の暮らし

私たち全通研会員の暮らしを見ると、「(1) 国民の暮らし」で触れたとおり所得が増えた実感も薄く、税などの負担感が増している中で、多くの会員は支部の活動、手話通訳業務、各種手話講座の講師、後進の育成、手話サークルなど、聴覚障害者や手話に関わるさまざまな活動に携わっています。また、これらの活動のために自己研鑽、学習を重ねるなどの努力もしています。

さまざまな任務や努力がある一方で、全通研の活動では、地域の仲間だけでなく地域を超えて多くの仲間に出会えます。その仲間と知恵を出し合い、また仲間から力をもらい、日々の活動に向き合っています。この全国各地で仲間が積極的に取り組みを進めていることが私たち全通研会員の原動力であり、強みでもあります。

2) 進まない手話通訳者の身分保障

聴覚障害者の豊かな暮らしを実現するために重要な役割を担うはずの手話通訳者ですが、登録手話通訳制度では、その業務の重要さや手話通訳者個人への奮闘に関わらず、手話通訳者は身分保障のないボランティア的な扱いを受けています。雇用されている手話通訳者であっても、自治体の手話通訳者の圧倒的多数が非正規雇用であり、不安定な身分のまま働いています^(注9)。手話通訳で求められる責任の重さや専門性の高さに反して、手話通訳者の身分保障は不十分なままであり、

注9：2015年の「雇用された手話通訳者の労働と健康に関する実態調査」では、自治体に雇用された手話通訳者737人のうち非正規雇用の占める割合は93.9%。

全国の手話通訳者の多くはそのアンバランスな制度の中で日々業務に励んでいるのが現状です。

討議資料「全通研がめざす手話通訳制度」では雇用型を中心とした手話通訳制度を提案していますが、地域の聴覚障害者福祉の核となる手話通訳者の雇用を自治体に求めていくだけでなく、それを支える登録手話通訳者の身分についても業務の重要性に見合ったものにしていく必要があります。

そんな中、和歌山県紀の川市、岡山県美咲町など^(注10)では手話通訳士または同等の資格を持つ人を正規職員として募集し、また兵庫県明石市では手話通訳士、または手話通訳者の資格を有する人を任期付ではありますが行政職の正規職員として募集し採用を決めるなど、わずかではありますが自治体手話通訳者の正規採用が広がりを見せている例もあります。

また、既に正規職員での手話通訳者がいる自治体の中で、正規職員の重要性が役所内で共有されているために、その職員の退職に伴い手話通訳者を再度正規職員として募集するといった動きも見られます。その一方、自治体で手話通訳者の正規職員の募集が行われたものの応募者がなく、採用に至らないという事例も出てきており、人材養成も含めて手話通訳制度を考えていかなければなりません。

3) 「全通研がめざす手話通訳制度」の学習運動

討議資料を基に各支部で学習や意見交換をした中で、支部からは「現在、地域で活動している登録手話通訳者は今後どうなるのか」「手話通訳者が正規職員として位置づけられるのは良いと思うが、非常勤が多数の現状では実現が難しいのでは」「障害者総合支援法の3年見直しの時期に、この討議資料の内容をどう反映させるのか」等の意見が出されました。

3年見直しの国の案に、現時点ではこの内容を反映させることはできていません。討議資料で示している正規職員化は、短期間で全国的に実現することは難しい状況にあります。しかし、現在雇用されている手話通訳者の雇用条件や形態を見直す際や、新規で募集を行う際には、この討議資料に示されている考え方を関係機関に提示し協議をすることで改善していくことが必要です。全国各地で少しずつでも正規職員を募集し雇用されている例を共有し、好事例として他の地域にも波及し同様の形態がとれば、正規職員化を進めていくことができます。討議資料の学習を通して出され

た意見を基に、地域の課題を改善していくための方法を検討し、具体的な取り組みにつなげていきます。

今後の国の関連施策については、「全通研のめざす手話通訳制度」の内容を制度改革推進中央本部の取り組みに反映させ、具体化して国に意見をあげるようはたらきかけます。また、地域の取り組みから連携している他団体等の情報を収集し、さまざまな団体に全通研の理念や活動について周知を行い、ネットワークを強化していきます。

4) 組織強化の重要性

全通研の目的実現のためには、理解者を増やすことが必要であり、そのためには組織を強化していくことが重要です。

2016年度は、引き続き、日々の支部活動の中で組織強化に努めることに加えて、特に、地域の聴覚障害者関連事業の拠点である情報提供施設及び聴覚障害者関連施設（例：重複障害者施設、高齢者施設）で業務として聴覚障害者に日々接する立場にある職員を対象に加入をはたらきかけます。

また、私たちの活動を将来にわたって継続していくために、今後の全通研を担う次世代の育成に積極的に取り組むとともに、同じ手話通訳に関わる組織として、日本手話通訳士協会との連携を強化します。

5) 運動の重要性

聴覚障害者福祉の向上と手話通訳者の社会的地位の向上を目的とする私たちは、これまでの歩みの中で、よりよい制度をつくるために地道な交渉やはたらきかけを積み上げてきた歴史と実績に確信を持って社会に訴えていくことを繰り返し確認してきました。

2015年度は、差別解消法施行に向けてや、情報・コミュニケーション法（仮称）の推進についての運動、各地域での手話言語法制定の意見書採択や手話言語条例、情報コミュニケーション条例の制定を求める運動を背景として、私たちの目的は全日本ろうあ連盟とともに理解者を広げてきました。また、福祉制度の見直しの動きに合わせ、私たちがめざしてきた制度を再確認する、全通研がめざす手話通訳制度の学習運動を進めてきました。

2016年度は引き続き、これらの運動を手話の広がりにとどめず、聴覚障害者の暮らしそのものや手話通訳者の不安定な状況が改善できるような動きの広がり

注10：2015年度、全通研に対して正規職員公募の周知依頼があった自治体は次の通り。和歌山県紀の川市、岡山県美咲町、大阪府門真市、石川県白山市、兵庫県明石市、神奈川県小田原市（任期付）、大阪府茨木市、千葉県習志野市、京都府向日市、京都府宇治市

一歩進めていく好機ととらえて、国政レベルでのほたらきかけ、都道府県レベルでのほたらきかけ、市町村レベルでのほたらきかけと、それぞれのところで運動に結び付けていくことが必要です。

6) 長期ビジョンの具体化

長期ビジョンの中で求められている全通研の組織や

事業の充実、展開を図り、研究誌のあり方、会員拡大、出版事業のあり方などの諸課題について、新たに理事会に「全通研の未来を拓く委員会（仮称）」を設置し対応を検討します。検討内容は理事会で確認の上、可能なものについては随時実行に着手します。

2 2016年度事業計画

(1) きわめる

1) 手話通訳者の健康問題への取り組み

① 予防と対策

頸肩腕障害を予防するための特殊検診が身近な地域で受けられるよう、検診が可能な医療機関の情報を発信します。医療関係者に対して、手話通訳者の職業病である頸肩腕障害の理解を深める取り組みを行い、医師会等の協力を得られるようにはたらきかけます。

滋賀医科大学の埴田和史医師による「手話通訳者の健康を守る研修会」の第2弾を東北ブロック、東海ブロックで実施します。研修会を通じて手話通訳者の健康問題への理解促進、予防対策の重要性等について理解を深める機会にします。

「けいわん110番」は、滋賀医科大学の協力を得て2016年度も取り組みを継続し、周知に努めます。

② 健康対策担当者会議の実施

「第49回全国手話通訳問題研究会～サマーフォーラムinかながわ～」において、健康対策担当者会議を開催します。

各支部では頸肩腕障害の予防に関する学習会や、健康に不安を抱える仲間への相談支援等、手話通訳者の健康を守るための積極的な取り組みを行っています。一方、人員不足により思うような活動ができずに悩んでいる支部もあります。健康対策担当者会議では情報交換をすることにより、今後の活動に向けたヒントが得られるようにします。

③ 「こころとからだの健康普及員」研修の実施

手話通訳者の健康問題を総合的に担う「こころとからだの健康普及員」について、昨年に引き続き「第49回全国手話通訳問題研究会～サマーフォーラムinかながわ～」における健康対策担当者会議で学習会を行います。

今後は、健康対策部が実施する研修会に「研修履修カード」の導入を検討します。回数等を定め、多

くの研修会に参加することで普及員として活動できるようにします。

普及員を増やすことによって、従来の健康対策担当者としての活動に加え、支部やブロック単位で実施する「手話通訳者の健康」に関する学習会で講師を務めるなど、より積極的な役割が期待できます。

④ 全国手話通訳けいわん患者・健康を守る会との関わり

「全国手話通訳けいわん患者・健康を守る会（以下、「けいわん患者会」という）」との連携を図るため、けいわん患者会と健康対策部の懇談会を年2回実施します。

また、2016年度もけいわん患者会の協力を得て、けいわん患者の全国交流集會を兵庫県で開催します。近年、参加者が減少していることから、早めに広報活動を行い啓発に努めるほか参加しやすい日程等を検討し実施します。

引き続きけいわん患者会の運営を支援するため、健康対策部から1名を会の事務局長として派遣します。

⑤ 手話関係者の健康を考える3団体委員会の取り組み

全日本ろうあ連盟、日本手話通訳士協会と全通研の3団体で構成する「手話関係者の健康を考える3団体委員会」で手話関係者の健康や身分保障の改善等の問題に取り組みます。

2016年度も、委員会の開催及び手話関係者の健康フォーラムを開催します。

⑥ 「雇用された手話通訳者の動態調査」の実施

2016年度は「雇用された手話通訳者の動態調査」を実施します。

※この「動態調査」は、5年毎に実施している「雇用された手話通訳者の労働と健康についての実態調査」を行わない年に実施しています。

2) 「手話通訳者の健康問題（仮称）」パンフ普及活動の実施

手話通訳者の健康問題について正しい知識を持つ人を増やし、手話通訳者の雇用や手話通訳制度の利用を促進するために、「手話通訳者の健康問題（仮称）」パンフを作成し、普及を図るとともに全国的な学習運動に取り組みます。

3) 自治体業務・政策研究委員会

自治体で手話通訳者の正規職員雇用をする取り組みを進めるため、昨年度に引き続きフォーラム「自治体手話通訳者のしごと」を開催します（兵庫県明石市で開催予定）。

また、手話言語条例や差別解消条例等の制定の取り組みやその成果を共有するため、先進的な取り組みをしている自治体を訪問し研究誌やホームページに掲載します。

4) 手話通訳活動あり方検討委員会

2015年度は講師派遣と連載漫画は継続できましたが、拡大あり検開催と、委員の増員については未着手だったためこれを課題とし、2016年度も事業の継続を行います。

5) 差別解消法にかかる事例の収集

2016年4月より「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されることを踏まえ、全通研では、合理的配慮の事例と会員が聴覚障害者との活動場面などで実際に直面した障害者差別の事例の収集を行い、公表するとともにそれを分析し国や関係団体に向けて発信します。

(2) たかめる

1) 12,000人会員をめざして

目標達成のため、ブロック単位での組織担当者会議の開催、次世代会員の活動支援、会員動向の集計・発信、組織部ニュースの発行（年4回）、ホームページを活用した情報発信、全通研を紹介するツールの作成配布などを行います。また、ブロック担当者会議の活用を進め、ブロック・支部の活動を支援します。

2) リーダー養成

リーダー養成講座を開催し、支部の新人役員や将来、支部や全通研の活動を担う意欲のある会員を対象に、全通研理事が中心になって全通研の歩み、運動の大切さや人権について伝えていきます。開催地のブロックと日程調整などを行い参加しやすい条件づくりに努め

ます。

3) N-Actionの取り組み

次世代会員のネットワークづくり、情報交換を進めるために「N-Actionのつどい」「合宿」「N-Actionニュースの発行」などを通して次世代会員の活動支援を行います。

4) 第49回全国手話通訳問題研究集会～サマーフォーラムinかながわ～

統合集会2年目の2016年度は、「第49回全国手話通訳問題研究集会～サマーフォーラムinかながわ～」（以下「神奈川集会」という）を8月19日（金）～21日（日）、神奈川県（横浜国立大学）で、全日本ろうあ連盟と共催します。

講座は、会員以外の方も参加できるようにし、全通研の理解や手話の普及のみならず幅広いテーマを用意します。また、開催地の個性を生かした内容を盛り込みます。

分科会は三重集会に続き8分科会とし、参加対象は会員とします。要項には論議の内容を分かりやすく提示し、より多くの会員が参加しやすくなるよう工夫します。そのひとつに三重集会に引き続き、講座・分科会ともに情報保障を準備します。

また、神奈川集会では、こども企画の内容を一部変更し、宿泊しない昼間のみ企画とします。

実務においては「集会開催マニュアル」の改定に取り組み、開催地域の負担軽減や運用しやすい内容をめざします。

5) 全通研アカデミー

2016年は東北会場、近畿会場、四国会場で実施します。開催に当たっては開催要項を一部改正し、ブロックが中心となった企画・運営で進めます。

6) 講師派遣事業

講師リストを更新・配布し、全通研理事・監事等の派遣により各ブロック及び支部での研究・学習活動の支援を継続します。

7) 研究活動強化事業

2015年度は申請がなかったため、この制度の活用を促進するためにe～会報や代議員会ブロック別会議等で会員に強化事業の紹介及び実施にあたっての情報提供を行います。

そして、支部等の研究活動の充実のために強化事業を活用できるよう工夫します。

8) 機関誌『手話通訳問題研究』の発行

会員や支部が参加でき、会員相互を結び、手話・手話通訳・聴覚障害者・福祉制度などに関する情報を提供し、学習できるための機関誌『手話通訳問題研究(研究誌)』を引き続き年4回発行します。

第136号…2016年5月下旬発行

第137号…2016年8月下旬発行

第138号…2016年11月下旬発行

第139号…2017年2月下旬発行

全通研を知ってもらうために、研究誌に掲載している「手話この魅力あることば」の動画の一部をホームページにアップします(研究誌発行後1カ月以内予定)。

(3) はたらきかける

1) 手話通訳制度の改善

障害者差別解消法の施行や情報コミュニケーション法、手話言語法(条例)の制定運動の進展に伴い、手話通訳ニーズの高まりが今後予想されます。

現在の手話通訳制度には、仕組みの脆弱さや事業内容の狭さなど「全通研がめざす手話通訳制度」の中で指摘した課題をはじめとする多くの問題点があり、このままでは聴覚障害者の暮らしや手話通訳者の働き方が改善されないまま、増大する手話通訳ニーズに機械的に対応する状況が生まれかねません。

全通研は、1) 現行制度の課題に関する学習運動を深め、支部や会員と問題意識を共有し地域における取り組みをはたらきかけます。また、国レベルの制度改善をめざし、2) 多様な広報活動を通じて、社会や関係者に現行制度の課題や解決の方向性についての意見を発信するとともに、3) 聴覚障害者関係団体と構成する聴覚障害者制度改革推進中央本部に結集し、同本部の活動内容に全通研の意見を反映させるようにはたらきかけるなど、幅広い方法で手話通訳制度の改善をめざして取り組みます。

2) 東日本大震災被災地支部支援

被災地支部と連絡をとりながら、必要に応じて被災支部支援交付金を交付します。

3) 機関会議の開催

各機関会議は、昨年度に引き続き定例の会議を行います。

①代議員会

2016年度代議員会は、2016年5月21日(土)～22日(日)に兵庫県の兵庫医療大学で行う予定です。2016年度より全国持ち回り開催とし、会員に討論の様子

を見てもらい、理解を深めてもらうために代議員会の傍聴を呼びかけます。

②代議員会ブロック別会議

定例代議員会の前に、各ブロックで議案書の討議を行います。4月から5月の代議員会までの間に9ブロックで開催し、代議員や支部の役員を対象に議案書の理解を深めます。

③支部長会議

2016年10月9日(日)～10日(月・祝)、全国手話研修センターで行います。代議員会から半年たった時点での事業計画の進捗や後半期の計画の具体化を図るために開催します。

④理事会・執行理事会

昨年同様に、理事会は、5月・8月・10月・12月・2月に開催します。執行理事会は、7月・11月・1月・4月に開催します。

4) 広報強化

全通研の目的を実現するためには社会の中に理解者を増やすことが不可欠であり、①私たちの考え方や活動内容をまず支部や会員間で共有する、②あわせてできるだけたくさんの会員外の人々に知ってもらう、の双方が必要です。

①会員向けの情報発信

会員向けの会報(年1回)、e～会報(月1回)を発行します。また、各地域の運動を効果的に進めていくための情報交換として政策立案メーリングリスト(ML、随時)を活用します。

健康問題に関する情報発信のために、2016年度も「健康対策部にゆ～す」を3～4回発行し、健康対策部の活動や各種行事のお知らせ、患者会からのメッセージ等さまざまな情報を発信します。また、各ブロックや支部の健康問題に関する日常的な取り組みを紹介し、情報発信や情報交換が活発に行えるよう取り組みます。

支部組織活動の参考になるよう組織部ニュースの発行、全通研ホームページ(会員のページ)などを活用して情報発信、情報交換を進めます。

世界の情報を会員に提供するため、WASLI会報の翻訳版を引き続きホームページに掲載します。また、WASLI理事メールによる情報もe～会報や「全通研NOW!!」などで適宜掲載できるよう検討し、実行します。

②会員・会員外に向けて情報発信

全通研はこれまでに会報・e～会報・随時のメール発信やメーリングリストにより、支部や会員に情勢や活動に関する情報を届けて共有に努めるとともに、ホームページやツイッター、フェイスブック、メールマガジンで私たちの活動に関心を持つ不特定多数の人々に全通研についての情報を発信しています。

2016年度も引き続きこれらの広報活動に取り組みます。

国内外への情報提供としてホームページ（HP、随時更新）、市民への情報提供としてメールマガジン（随時）とフェイスブック（随時）、ツイッター（随時）などのSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）と、対象と役割を分けながら積極的な情報発信に努めます。

③英語版の『手話通訳問題研究』の活用

『手話通訳問題研究』の原稿を抜粋し、国際部が翻訳した英語版『手話通訳問題研究』を、アジア手話通訳者会議とWASLI理事会で配り、全通研の活動を海外に紹介します。

5) 出版活動

①学習教材等の作成・取り扱い

聴覚障害者の暮らしから学び、手話と手話通訳の研究や全通研活動が深まるよう、書籍やビデオ等を製作し普及を図ります。また、関連した書籍等の斡旋・普及に取り組みます。2016年度においても、研究財産の保存と普及に努めていきます。

【書籍】

「全通研アカデミー講義集」

「第27回手話通訳技能認定試験模範解答集」

「これで合格！全国手話検定試験2016」

【DVD】

「手話この魅力あることば41」(DVD)

「手話この魅力あることば42」(DVD)

「会話レッスン①」(仮称) (DVD)

「手話通訳者全国統一試験をめざす人たちの学習教材16」(DVD)

②学習教材等の普及促進

書籍等紹介チラシを新刊発行時、または集会において作成・配布します。

出版事業活動の進捗情報や各支部の取り組み情報

を共有できるようにします。

「読みたい見たい」はおすすめ書籍等の紹介と各月の売り上げランキングを紹介するもので、今後も毎月発行します。

6) 国際活動

①世界手話通訳者協会（WASLI）

2016年9月にギリシャで開催予定の理事会に出席し、世界の手話通訳制度向上に寄与します。

②アジアの仲間の支援

2016年10月11日(火)～13日(木)、シンガポールで開催が予定されているアジア手話通訳者会議に参加します。あわせてアジアの仲間の同会議の参加について財政支援をします。

(4) 財政活動

「長期ビジョン2024」に基づいて、10年間の財政運営を安定的に実施していくとともに、障害者差別解消法の施行、全通研がめざす手話通訳制度の取り組み、情報・コミュニケーション法(仮称)や手話言語法(仮称)の制定等に対応した運動を支える予算編成を行っています。

サマーフォーラム、全通研アカデミーなど学習機会の提供や国際的に全通研をアピールする取り組み、新会員や若年会員が全通研活動に参加しやすい環境づくり、「手話通訳者の健康問題(仮称)」のパンフレット作成と学習会の開催、手話通訳者の健康対策などを重点施策として予算を計上しています。

そのため、予算ベースでは剰余金を財源に充てる赤字予算としています。予算の執行にあたっては、執行率を90%以内に抑えるよう事業内容を精査して実施し、経費の節減に努めていくこととします。

現在の会費に改定した時に、「少なくとも10年間は会費改定を行わずに運動・活動を支える財政運営を行う」と約束しました。その時点から既に10年を超えて約束は果たしていると考えています。長期ビジョン2024においても、これまで積み上げてきた剰余金を活用することにより、会費改定を行うことなく財政運営を行っていきます(これまで積み上げてきた剰余金の一部を別途積立金[特定資産]として管理しています)。

また、増加し続ける業務量に対応した事務所機能の充実等を図るため、安定した財源の確保、収益事業会計のあり方を検討します。

3 2016年度事業計画（カレンダー）

年	月	日・曜日	行事	開催地
2016年	5	21日(土)～22日(日)	2016年度（通算第38回）代議員会	兵庫県神戸市
	6	26日(日)	全通研アカデミー～全通研学校Ⅲ～（東北ブロック）	山形県山形市
	7	31日(日)	全通研アカデミー～全通研学校Ⅲ～（近畿ブロック）	京都府京都市(全国手話研修センター)
	8	19日(金)～21日(日)	第49回全国手話通訳問題研究集会～サマーフォーラムinかながわ～	神奈川県横浜市
		27日(土)	手話通訳者の健康を守る研修会（東海ブロック）	愛知県
	9	4日(日)	全通研アカデミー～全通研学校Ⅲ～（四国ブロック）	香川県高松市
		7日(水)～8日(木)	WASLI理事会	ギリシャ
	10	9日(日)～10日(月・祝)	2016年度（通算第19回）支部長会議	京都府京都市(全国手話研修センター)
		11日(火)～13日(木)	アジア手話通訳者会議	シンガポール
		21(金)	フォーラム「自治体手話通訳者のしごと」	兵庫県明石市
		29日(土)～30日(日)	第25回けいわん患者の全国交流集会	兵庫県
		30日(日)	リーダー養成講座	岡山県岡山市（きらめきプラザ）
	11	20日(日)	手話通訳者の健康を守る研修会（東北ブロック）	宮城県仙台市
2017年	2	18日(土)～19日(日)	N-Action合宿	東京都
		19日(日)	手話関係者の健康フォーラム2016	佐賀県